

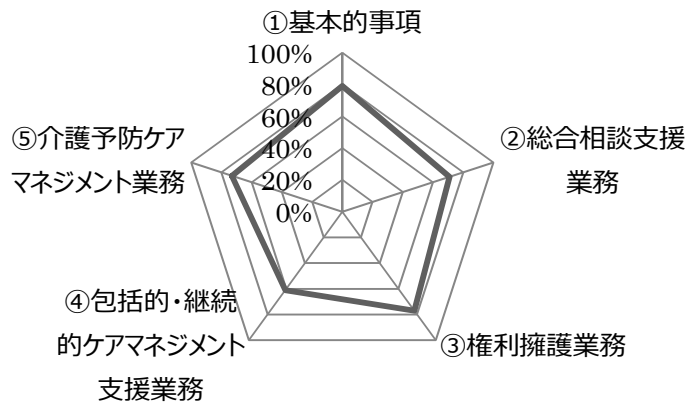
地域包括支援センター 自己評価 総括

1 総合評価

(注) 地域包括支援センター（以下、「包括」という。）

全包括の大項目における評価平均（100%換算）

1	基本的事項	79%
2	総合相談支援業務	71%
3	権利擁護業務	77%
4	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	61%
5	介護予防ケアマネジメント業務	73%



【総括】

平成29年度は総合事業開始年度であり、年度当初の利用者との契約変更、3職種によるケアプラン作成など新たな業務が発生した。

「基本的事項」、「総合相談支援業務」、「権利擁護業務」、「介護予防ケアマネジメント業務」については高い評価となり、「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」はさらに高い評価を目指すべき項目となった。

大項目ごとに評価点の全包括合計を28年度と29年度で比較すると、5項目すべてにおいて29年度の方が高くなっている。

いずれの包括においても、公平・中立な立場から市の施策と整合を保ちながら運営することができており、包括は高齢者の総合相談窓口であることを十分に認識したうえで各包括の職員が地域に出向き、地域の特性や課題、高齢者の状況等の把握に努めている。

2 基本的事項

包括全体の中項目ごとの評価平均（100%換算）

(1)	センター運営における基本視点	88%
(2)	PDCA サイクルでの事業運営	66%
(3)	チームアプローチ	88%
(4)	職員の資質向上	75%

各包括の大項目における評価の点数と 100%換算

包括名	32 点中	100%換算
西山手	19 点	59%
東山手	26 点	81%
精道	27 点	84%
潮見	29 点	91%

平均	100%換算
25.3 点	79%

【総括】

いずれの包括も、情報共有を目的としたミーティングや資質向上のための研修を定期的に行っていることが、日々のチームアプローチに結びついている。

大項目の評価点を包括ごとに 28 年度と 29 年度で比較すると、3 包括は 29 年度の方が高くなっている。
（西山手のみ同点）

3 総合相談支援業務

包括全体の中項目ごとの評価平均（100%換算）

(5)	地域の高齢者の実態把握	72%
(6)	地域ネットワークの構築	77%
(7)	認知症高齢者及び家族への支援	50%
(8)	初期相談対応	72%

各包括の大項目における評価の点数と 100%換算

包括名	32 点中	100%換算
西山手	17 点	53%
東山手	23 点	72%
精道	26 点	81%
潮見	25 点	78%

平均	100%換算
22.8 点	71%

【総括】

中項目(7)「認知症高齢者及び家族への支援」は、評価平均は高くはないが、認知症地域支援推進員が包括に配置されて3年目となる平成29年度は、認知症地域支援推進員を中心に、上半期は事業所アンケートと認知症当事者へのインタビュー、下半期は認知症ケアネット作成に向けて協議を重ねた。地域発信型ネットワークから発信された地域住民の意見を発端として、認知症地域支援推進員としてすべきことを見出し、活動展開したものであり、認知症地域支援推進員の成果となった。

大項目の評価点を包括ごとに28年度と29年度で比較すると、3包括は29年度の方が高くなっている。
(西山手のみ同点)

4 権利擁護業務

包括全体の中項目ごとの評価平均（100%換算）

(9)	高齢者虐待対応	75%
(10)	判断能力を欠く常況にある人への対応	77%

各包括の大項目における評価の点数と 100%換算

包括名	16 点中	100%換算
西山手	9 点	56%
東山手	13 点	81%
精道	13 点	81%
潮見	14 点	88%

平均	100%換算
12.3 点	77%

【総括】

権利擁護に関わる案件について、虐待及び支援困難ケースに対しては、行政や基幹的業務担当、警察、権利擁護支援センター、民生委員・児童委員、福祉推進委員等の地域関係者と連携し、適切に対応されていた。また、高齢者虐待通報件数は近年増加しているが、虐待認定率については減少していることから高齢者虐待を早期発見できる体制が構築できていると考える。

大項目の評価点を包括ごとに 28 年度と 29 年度で比較すると、包括によって評価の変動がわかる結果となった。（西山手、潮見は 29 年度の方が高い。東山手は同点。精道は 29 年度の方が低い。）

5 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

包括全体の中項目ごとの評価平均（100%換算）

(11)	包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備	59%
(12)	ケアマネジャーへの支援	63%

各包括の大項目における評価の点数と 100%換算

包括名	20 点中	100%換算
西山手	11 点	55%
東山手	13 点	65%
精道	14 点	70%
潮見	11 点	55%

平均	100%換算
12.3 点	61%

【総括】

他の大項目と比較すると、評価が低くなっている。

4センター協働で介護予防ケアマネジメント研修を年3回実施し、ケアプラン作成を委託する居宅介護支援事業者には必ず参加を求め、必要書類について説明している。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務においては、芦屋市では包括職員とケアマネジャーとで顔の見える関係ができています。

大項目の評価点を包括ごとに28年度と29年度で比較すると、3包括は29年度の方が高くなっている。（精道のみ同点）

6 介護予防ケアマネジメント業務

包括全体の中項目ごとの評価平均（100%換算）

(13)	介護予防事業	72%
(14)	指定介護予防支援事業及び第 1 号介護予防支援事業	75%

各包括の大項目における評価の点数と 100%換算

包括名	12 点中	100%換算
西山手	7 点	58%
東山手	10 点	83%
精道	8 点	67%
潮見	10 点	83%

平均	100%換算
8.8 点	73%

【総括】

介護予防事業については、いずれの包括も、積極的に地域に出向いて高齢者の状況を把握することを意識して実施している。一部の包括では、従来のさわやか教室での体操だけではなく新しい企画により、自主グループ育成にまでつなげることができている。今後もより多くの高齢者が参加できるような事業を展開するよう期待する。

ケアプラン作成については、いずれの包括も、一部業務委託している。

平成 29 年 4 月より、総合事業開始によりケアプラン作成件数は増加しているが、委託率は微減している。

3 職種も総合事業のケアプラン作成に携わることにより、業務が増加となっている。

総合事業への移行については、利用者への説明を丁寧にし、大きな混乱なく移行できた。

大項目の評価点を包括ごとに 28 年度と 29 年度で比較すると、包括によって評価の変動がわかる結果となった。（西山手は同点。東山手、潮見は 29 年度の方が高い。精道は 29 年度の方が低い。）